

＜基本財産担保提供承認申請にかかる提出書類一覧＞

○・・・原則として提出が必要なもの    △・・・該当する書類がある場合に提出が必要なもの

No.	提出書類	不動産購入 又は 施設建設等 資金の借入	運営(運転) 資金の借入	担保物件の 変更	担保物件の 変更 (軽易なも の)	備考	
1	基本財産担保提供承認申請書	○	○	○	○	2部	
2	理事会議事録(写)及び 議案書・議案資料(写) (※2)	○	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の担保提供に係る部分及び評議員会の招集に係る部分のみで可	
3	評議員会議事録(写)及び 議案書・議案資料(写) (※3)	○	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の担保提供に係る部分のみで可	
4	財産目録	○	○	○	○	原本	
5	不動産登記簿謄本	○	○	○	○	原本	
6	資金計画書	○	○	○	○	不動産購入又は施設建設等資金の借入の場合は、当該整備に係る収支の内訳が分かる資料	
7	資金計 画関 係書 類	借入金決定通知書(写)	○	○	○	-	受理証明書等
		補助金等の決定(内定)通知の写	△	-	△	-	
		助成金等の決定(内定)通知の写	△	-	△	-	
		自己資金の贈与契約書の写	△	-	△	-	自己資金の寄附を予定している場合
		身分証明書	△	-	△	-	
		印鑑登録証明書	△	-	△	-	
		残高証明書	△	-	△	-	
8	償還計画表	○	○	○	○		
9	償還財 源確 認書 類	償還財源贈与確約書(写)	△	△	△	-	償還の財源に寄付金を予定している場合
		身分証明書	△	△	△	-	
		印鑑登録証明書	△	△	△	-	
		残高証明書	△	△	△	-	
10	工事関係見積書、契約書(写)	○	-	○	-		
	領収書(写)	△	-	△	-		
11	売買関係見積書、契約書(写)	○	-	○	-		
	領収書(写)	△	-	△	-		
12	図面(平面図・配置図)	○	○	○	○	担保物件を色分けすること	
13	その他県が必要と認める資料	△	△	△	△		

上記の提出書類のほか、必要に応じて社会福祉法第59条の規定により届出されている書類についても内容を確認します。

(※1) 提出書類のうち(写)とあるものについては、原本証明が必要になります。  
また、上記は通常想定される場合の提出書類であり、変更の内容によっては追加書類の提出が必要な場合があります。

(※2) 決議の省略の方法により行った場合は、議事録の他に提案書や同意書(理事会については監事からの異議がないことの確認書を含む)の写しの提出が必要です(全て原本証明が必要)。

《注意》

補助金の交付を受けて整備されている財産を処分する場合には、本申請の他に別途手続きが必要となる場合があります。詳細については補助金の交付元に確認し、適切に手続きを行ってください。